

## 感震ブレーカーを設置しましょう！

### 令和2年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内

近年の大地震で発生した火災の多くは、電気による出火（電気火災）が原因と言われています。感震ブレーカーとは地震の大きな揺れを感知して電気の供給を自動的に遮断し、電気出火を防ぐ効果的な器具です。

横浜市では、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域にお住まいの方々を対象とした感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入・取付支援を行います。

#### 1 制度概要

##### ①感震ブレーカー等設置推進事業補助金

|        |   |
|--------|---|
| 制度内容   | 感震ブレーカーの購入・設置にかかる費用の約2分の1を補助します（ただし、器具1個あたりの上限額を2,000円とします）   |
| 対象地域   | 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域※1   |
| 対象者    | 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」 <b>対象地域を区域に含む自治会町内会</b>   |
| 対象製品   | 感震ブレーカー「簡易タイプ」※2  |
| 要件     | 加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること   |
| 件数     | 2,000件（先着順）   |
| お申込み方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・町内会長による申請となります。対象地域であることを確認し、<b>申請書と器具購入見積書</b>を、地域防災課へ郵送またはご持参ください。</li> <li>申請書はホームページ※3からダウンロードまたは地域防災課へご請求ください。</li> <li>対象地域については、ホームページで御確認ください。</li> <li>送付（請求）先：横浜市中区港町1-1<br/>横浜市総務局地域防災課 感震ブレーカー担当<br/>TEL 045-671-3456</li> </ul> |

※1 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。


※2 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、（一社）日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

※3 詳しくはホームページ（下記参照）にて御確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>

新規

②感震ブレーカー等の配送・取付助成

|        |   |
|--------|---|
| 制度内容   | 感震ブレーカーの購入費用を一部負担します。<br>加えて、ご自宅まで器具を配送または取付助成をします。   |
| 対象地域   | 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」重点対策地域※1   |
| 対象者    | 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」 <b>重点対策地域にお住まいの世帯</b>   |
| 対象製品   | 感震ブレーカー「簡易タイプ」※2  |
| 要件     | 1世帯から申請可能。<br>取付助成は、同居者全員が下記のいずれかの要件を満たす場合のみになります。<br>①65歳以上 ②身体障害者手帳の交付を受けている<br>③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている<br>④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている<br>⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている<br>⑥中学生以下<br>※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については<br>②～⑤に該当しない限りこの制度の対象となりません。   |
| 件数     | 5,000件（先着順）（内訳：配送4,000件、取付1,000件）   |
| お申込み方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域であることを確認し、<b>ホームページ</b>※3に掲載している申請書をご記入のうえ、委託事業者の公益社団法人横浜市防火防災協会へ郵送、FAXにて送付ください。なお、申請書は公益社団法人横浜市防火防災協会へお電話にてご請求していただくこともできます。</li> <li>電子申請による申請も可能です。</li> <li>対象地域についてはホームページで御確認ください。</li> <li>送付（請求）先：公益社団法人 横浜市防火防災協会<br/>横浜市南区別所1-15-1<br/>TEL 045-714-0929<br/>FAX 045-714-0921</li> </ul>  <p>電子申請はこちら↑</p> |

※1 神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。

※2 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、（一社）日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

※3 詳しくはホームページ（下記参照）にて御確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>

2 申込受付期間

いずれも、令和2年4月1日（水）から11月30日（月）まで  
（先着順に受付、それぞれ件数に達した場合は受付を終了します。）

3 お問い合わせ

横浜市総務局地域防災課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL045-671-3456 FAX045-641-1677

お問合せ先

総務局地域防災課長 石黒 靖雄 Tel 045-671-4095